

松山市子ども・子育て会議について

令和7年7月30日

こども
まんなか

1. 設置根拠

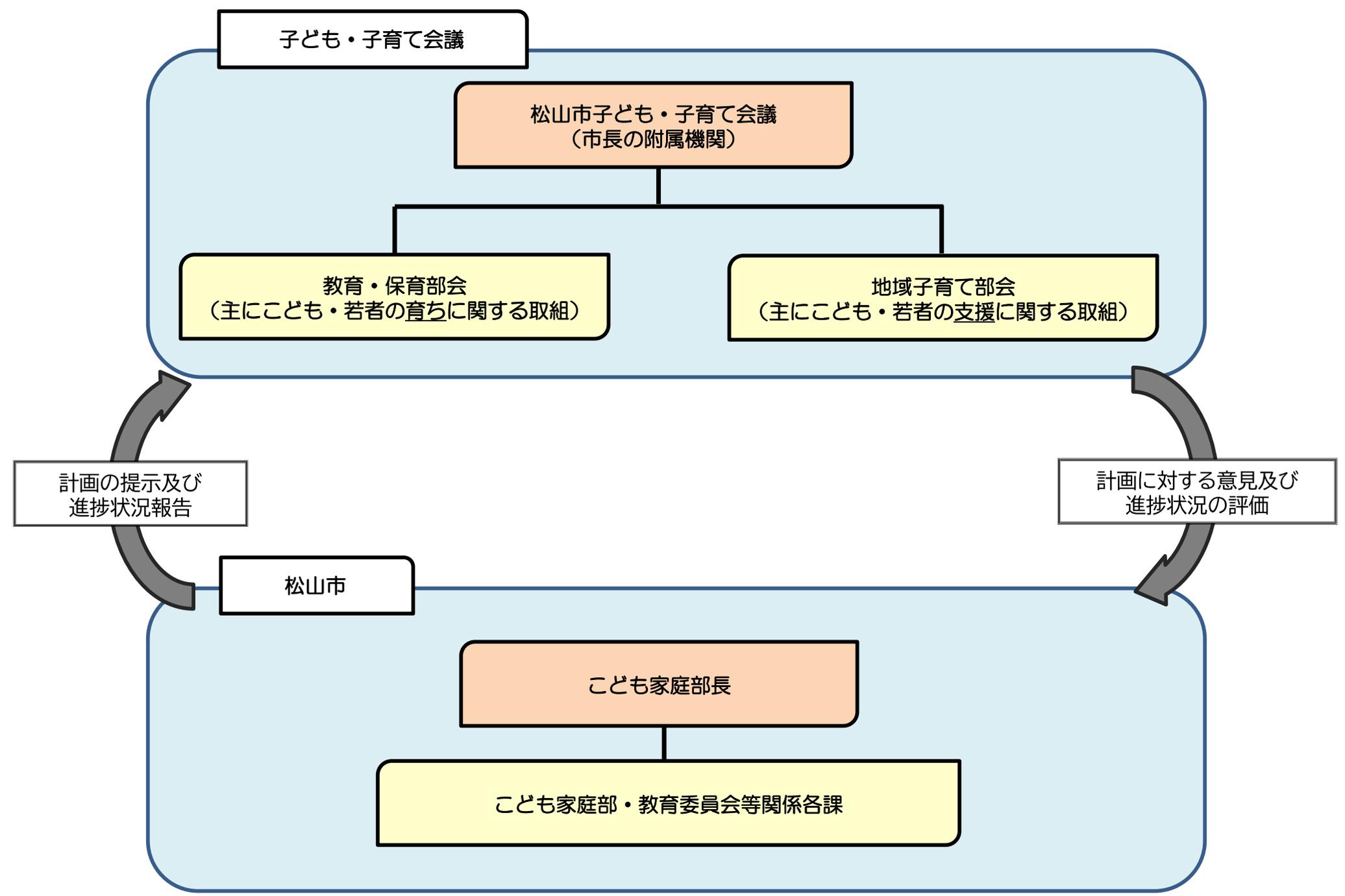
- ・松山市子ども・子育て会議条例(平成25年6月28日施行)

2. 目的

- ・子育て当事者や子育て関係事業従事者等の参画を得て、子育てに関するニーズを「子ども・子育て事業計画」等に反映することをはじめ、子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」という。)に基づく子ども・子育て支援施策を、本市の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて調査・審議すること。
- ・「新制度」に基づく子ども・子育て支援施策の実施状況の継続的な点検・評価・見直しを行っていくこと。
- ・こども基本法第10条第2項に規定される、国のこども大綱を勘案して市町村のこども施策についての計画を定め、こども施策の実施状況の継続的な点検・評価・見直しを行っていくこと。

3. 令和7年度の主な審議事項(全体会)

- 第2期松山市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について(R6年度分)
- 第3期松山市子ども・子育て支援事業計画での、地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進に関する事項
- 松山市こども計画の点検・評価方法の検討
- 松山市こども計画の進捗管理に関するアンケート調査



松山市子ども・子育て会議委員

・松山市子ども・子育て会議条例第3条及び第4条に基づき、令和9年3月31日までを任期として、以下の20名に委員を委嘱。

・令和7年度からは、就学前の教育・保育及び子育て支援事業を中心とした「松山市子ども・子育て支援事業計画」に加え、小学校以上のこどもや若者も対象とした「松山市こども計画」の進捗管理も行うことから、令和7年度の委員改選に伴い、新たに中学校、高等学校及び企業団体関係者を参画。

・また、若者の意見も、施策により反映するため、市民公募として学生も参画。

所属・役職名	委員名	委員種別 (条例第4条第1項各号)
社会福祉法人松山市社会福祉事業団 こどもの相談室 ふらっと 室長	安藤 有紀	第2号
松山市中学校長会	池田 秀彦	第2号
松山市小中学校PTA連合会 副会長	伊藤 由美子	第1号
松山市保育会 監事	宇津見 亮子	第2号
子ども子育て連絡協議会 副会長	大原 淑子	第2号
松山東雲女子大学 非常勤講師	鬼頭 裕美	第3号
愛媛大学 副学長	小助川 元太	第3号
松山市母子保健推進協議会 副会長	實藤 むつみ	第2号
市民公募	竹安 美月	第4号
松山市小学校長会 幼年・生活部会顧問	田中 美紀	第2号

所属・役職名	委員名	委員種別 (条例第4条第1項各号)
松山東雲女子大学人文科学部 心理子ども学科 准教授	友川 礼	第3号
市民公募	中岡 彩	第1号
松山市私立保育園・認定こども園連合会 会長	中川 恵津子	第2号
松山西中等教育学校 校長	中島 康史	第2号
中予私立幼稚園・認定こども園連盟 会長	二宮 一郎	第2号
市民公募	濱田 由紀	第1号
松山法人会 事務局長	渕上 悟	第4号
聖カタリナ大学健康社会学部 現代人間学科 教授	村岡 則子	第3号
松山市児童クラブ連絡協議会 会長	安永 耕造	第2号
市民公募	渡部 梨乃	第4号

※五十音順、敬称略

参考:松山市子ども・子育て会議条例(抄)

第4条 委員は,次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市長が必要と認める者

松山市子ども・子育て会議の部会について

特定の分野を専門的かつ効率的に審議するために、松山市子ども・子育て会議条例第8条第1項の規定に基づき、「教育・保育部会」と「地域子育て部会」の2つの部会を設置。

～令和7年度からの各部会での主な審議・進捗管理事項～

計画名	教育・保育部会 (主にこども・若者の育ちに関する取組)	地域子育て部会 (主にこども・若者の支援に関する取組)
松山市 子ども・子育て 支援事業計画	①幼児期の教育及び乳幼児期の保育 (教育:1号、保育:2号・3号)	
	②地域子ども・子育て支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・<u>放課後児童健全育成事業(児童クラブ運営事業)</u> ・<u>地域子育て支援拠点事業</u> ・一時預かり事業 ・<u>病児・病後児保育事業</u> ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ・乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 	②地域子ども・子育て支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て短期支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) ・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) ・妊婦一般健康診査事業 ・<u>子育て世帯訪問支援事業</u> ・<u>親子関係形成支援事業</u> ・<u>児童育成支援拠点事業</u> ・<u>妊婦等包括相談支援事業</u> ・<u>産後ケア事業</u>

※太字下線部分が、令和6年度からの追加・変更箇所

③子ども・子育て支援の推進方策等

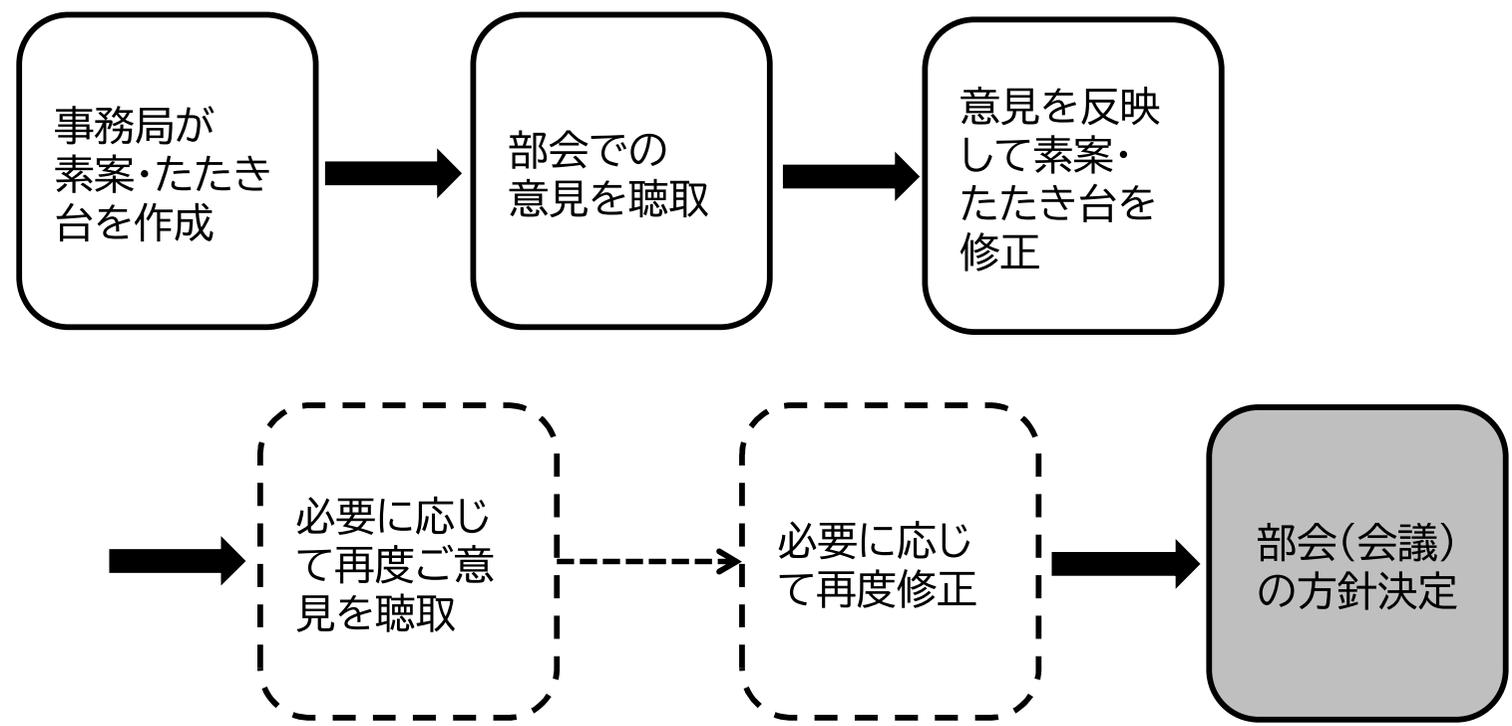
計画名	教育・保育部会 (主にこども・若者の育ちに関する取組)	地域子育て部会 (主にこども・若者の支援に関する取組)
松山市 子ども・子育て 支援事業計画	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の 一体的提供及び推進に関する体制の 確保の内容(教育・保育部会部分)	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の 一体的提供及び推進に関する体制の 確保の内容(地域子育て部会部分)
	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の 確保の内容	
	産休、育休後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	
		子どもの専門的な知識及び技術を要する 支援に関する都道府県が行う施策との 連携に関する事項
	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な 雇用環境整備に関する施策との連携に関する事項	
	地域子育て支援事業の関係機関相互の連携推進に関する事項	

※両部会共通部分は、各部会での審議状況を相互に共有

<進め方>

- ①全体会と同様に、事務局が素案・たたき台を提示して、部会でのご意見を聴き、その内容を反映
- ②部会での方針決定を全体会での方針決定とする。(全体会で再度審議しない)
- ③必要に応じて、互いの部会の進捗状況等の情報を共有
- ④各部会の開催時期は、各部会で決定

<審議のイメージ>



令和7年度の会議開催スケジュール予定

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体会				第1回全体会 7/30				第2回全体会 10月下旬			第3回全体会 1月下旬	
教育・保育部会				第1回各部会 7/30	支援事業 計画 各事業の 令和6年度 実績 とりまとめ	支援事業計画の令和6年度点検・評価、 第2期支援事業計画全体振り返り		第2回各部会 10月下旬			第3回各部会 1月下旬	
地域子育て部会				第1回各部会 7/30					第2回各部会 10月下旬			第3回各部会 1月下旬

※全体会と各部会は同日開催予定

～参考:松山市子ども・子育て会議条例(抄)～

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、本市に松山市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項
- (2) 児童福祉に関する事項のうち、子ども・子育て会議が調査審議することが適当と認められる事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 略

2 略

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 子ども・子育て会議は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 第5条第3項及び第4項並びに前2条の規定は、部会について準用する。

－以下は、部会での準用部分－

(会長及び副会長)

第5条 略

2 略

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 子ども・子育て会議は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。